

評議員及び役員等の報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 幸祥会 ケアハウス北九州, デイサービスセンター北九州の法人業務に伴う評議員及び役員等の報酬と費用弁償に関する規程について定めることを目的とする。

(業務の種類)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 評議員会
- 二 理事会
- 三 行政機関による監査の立会い
- 四 監事による定期または臨時監査
- 五 役員研修会及び他の施設の視察業務
- 六 借入金の申請及び返済に伴う業務
- 七 その他理事長が必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

第3条 前条第一号から第三号の業務の場合は、報酬として次の表に定める1日当たりの額に出席日数を乗じて得た額を支給する。

区 分	1日当たりの額
住所地が北九州市にある者	5,000円
その他の住所地の者	5,000円

※ 定額支給ではなく第3項に準じた支給または複合型の規程も考えられる。

2 前条第四号の業務の場合は、報酬として、1回の監査につき20,000円を支給する。

3 前条第五号及び第六号の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人 幸祥会 ケアハウス北九州 職員旅費規程」を準用し、施設長の旅費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料)に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として評議員及び役員等の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理に法人業務のため旅行する場合は、当該施設

を起点として当該職員の「社会福祉法人 幸祥会 ケアハウス北九州職員旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

4 前条第七号の業務の場合は、業務内容に応じて、前3項に規程する額を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人の評議員及び役員を兼務する者については、第2条第一号から第四号の業務の場合は、この規程は適用しない。

ただし、止むを得ず当該法人の施設外で行う場合は、前条第2項により支給する。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

平成29年6月14日 改訂